

奈良県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 天理王寺線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
3 6	磯城郡川西町大字 保田三九〇番二か ら 磯城郡川西町大字 保田三七六番二ま で	前	六・六 、 一九・六	一三六・〇	
	磯城郡川西町大字 保田三九〇番二か ら 北葛城郡河合町大 字川合（曾我川左 岸）まで	後	一二・五 、 三三・〇	二二四・〇	曾我川橋七 一・〇メー トル含む。

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年三月十五日